

「アドバンス企業」になりませんか!

「おかやま子育て応援宣言企業」のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定します。

「アドバンス企業」のメリット

- 認定証を交付し、県特設サイト「ハレまる。」で企業名及び取組内容を紹介します。
- アドバンス企業専用ロゴマークを使用し、対外的にPRできます。通常の登録企業よりも、ワーク・ライフ・バランスや仕事と家庭の両立支援等に前向きな企業として、イメージアップや優秀な人材の確保が期待されます。
- 県から就活生や求職者等に向けて、アドバンス企業の魅力発信、情報発信を積極的に行います。



令和6年4月からロゴマークが新しくなりました。

子育て支援に取り組む岡山の企業・事業所を探してみよう!
県特設サイト「ハレまる。」はこちら

<https://8092-okayama.jp/haremaru-portal/>

ハレまる。

検索



「アドバンス企業」認定の要件

- おかやま子育て応援宣言の登録を行っていること(宣言との並行申請も可能です)。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ていること。
- 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。

【時間外労働の上限規制概要】

原則として、時間外労働の上限は、月45時間、年360時間以内
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければならない。

- (1) 時間外労働が年720時間以内
 - (2) 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - (3) 時間外労働と休日労働の合計が、複数月(2～6ヶ月)において、全て1月当たり80時間以内
- 直近の事業年度における時間外労働等の状況が下記(1)、(2)の基準をいずれも満たしていること。
 - (1) 時間外労働と休日労働の1人当たり平均(フルタイムのみ)が各自45時間未満
 - (2) 平均した1月当たり時間外労働が60時間以上である労働者がいないこと。

- 下記①～④の基準のうち、2つ以上を満たしていること。

① 男性の育児休業等の状況(いずれかを満たすこと)

過去3年間に、対象となる男性労働者のうち

ア. 育児休業等取得率が30%以上

イ. 育児休業取得者が1人以上かつ育休・企業独自の育児を目的とした休暇制度利用者が50%以上

【労働者が300人以下の場合、下記ウ～オの項目のいずれかを満たすことでも認められます。】

ウ. 子の看護休暇等を取得した男性労働者がいる。(1歳未満の子供のために利用した場合を除く)

エ. 中学校卒業前の子どもを育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。

オ. 小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいる。

② 女性の育児休業等の状況

- ・ 過去3年間に、対象となる女性労働者の育児休業等取得率が95%以上

③ 年次有給休暇の取得状況

- ・ 前年の正社員の年次有給休暇付与日数に対する取得率が平均65%以上
又は年間取得日数が平均11日以上

④ 子育て中の労働者の両立支援制度や多様な働き方の実現に向けた措置の状況
(3つ以上実施していること)

- ・ 所定外労働削減のための措置
- ・ 年次有給休暇の取得促進のための措置
- ・ 短時間正社員制度
- ・ 勤務間インターバル制度
- ・ 時間単位で取得できる年次有給休暇制度
- ・ 男性の育児休業等取得期間の延伸のための措置 他

○関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(詳しくは、県ホームページに掲載の様式をご覧ください。)

「アドバンス企業」認定・更新までの流れ

1 申請

下記申込先：岡山県中小企業団体中央会にお申し込みください。

2 申請内容の確認

岡山県中小企業団体中央会から派遣された者が確認にうかがう場合もあります。

3 認定・更新

岡山県から認定証が交付されます。
認定の有効期間は、認定日（又は更新日）の属する年度の翌年度から起算して5年間です。有効期間の延長を希望される場合、更新申請を行い、認定基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

※要件に合致するのかわからない場合は、岡山県中小企業団体中央会からスタッフがアドバイスにうかがいます。

申請書様式のダウンロードはこちら

<http://www.pref.okayama.jp/page/619885.html>

子育て応援宣言 アドバンス

検索



申込先・申請
に関する
問い合わせ先

〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号（岡山県中小企業会館2階）
岡山県中小企業団体中央会
電話：(086) 224-2245 FAX：(086) 232-4145
電子メール：chuokai@okachu.or.jp

制度全体・認定
に関する
問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県子ども・福祉部子ども未来課 少子化対策班
電話：(086) 226-7347 FAX：(086) 226-7902
電子メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp